

第5章 環境を守り育てるまちづくり

第1節 環境負荷の少ない住みよいまちづくり

体系

1 環境汚染防止対策の推進

- (1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進
- (2) 自動車公害防止対策の推進
- (3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止
- (4) 環境監視体制の充実
- (5) 公害健康被害者の救済

2 快適な生活環境の確保

- (1) 生活型公害防止の啓発
- (2) 環境美化の推進
- (3) 日照阻害・電波障害対策
- (4) ヒートアイランド対策
- (5) 環境衛生の充実

動向と課題

- 事業活動に伴う公害については、公害関係法令の整備などの対策が講じられてきていますが、近年は、ダイオキシン類に代表される有害化学物質による新たな環境汚染が問題となっています。
また、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や騒音、近隣における生活騒音など、都市部の市民生活に起因する都市・生活型公害が顕在化してきています。
- 空き缶・たばこなどのごみのポイ捨てや不法看板の設置などが市内のさまざまな場所で多くみられ、生活環境に大きな影響を与えています。
- 土地の高度利用が進む中、中高層建築物の建築が増加しており、これに伴う日照阻害・電波障害などの問題が発生していることから、これらの未然防止を図る必要があります。
- 近年、地表面のアスファルト舗装の普及、建物の高密度化、人工廃熱の増大が進む中、都市部の気温が上昇するヒートアイランド現象が大阪府域で認められ、夜間の高温化をもたらすなど生活環境に影響を及ぼしていることから、この現象を緩和するための総合的な対策が求められています。



基本方向

1 事業活動に伴う公害の発生を未然に防止し、市民の健康を守るため、公害関係法令に基づき規制や指導の強化を図るとともに、自動車交通量の抑制や自動車排出ガスの削減のための各施策を推進し、大気汚染物質や騒音の低減を図ります。

また、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等による環境汚染については、事業者とともにその未然防止に取り組みます。

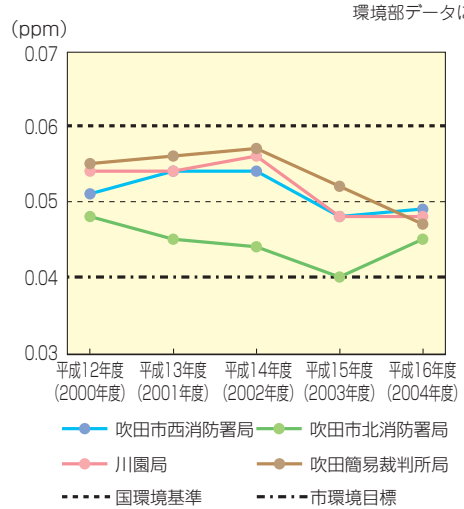
さらに、環境監視体制を充実させ、そのデータを施策に反映させて環境汚染物質の低減化を推進します。

2 生活騒音や生活排水などの生活型公害に対し、防止を図るための必要な啓発を行うとともに、環境美化に対する意識の高揚を図り、市民や事業者と連携し、快適な生活環境を確保するための対策を推進します。

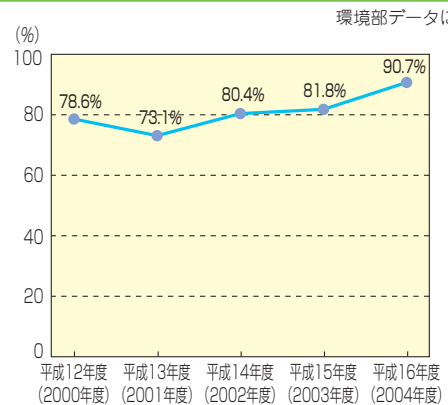
また、ヒートアイランド現象を緩和するため、市民、事業者、行政が連携した総合的な対策を推進します。



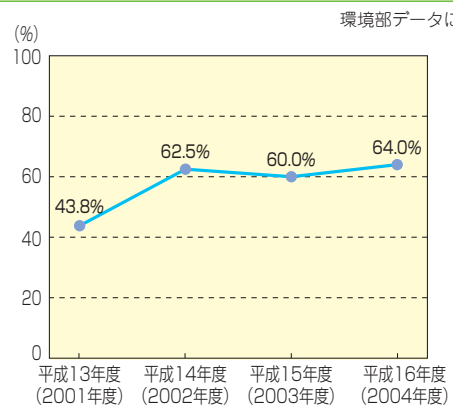
大気汚染の状況（二酸化窒素濃度（日平均値の年間98%値）の推移）



水質汚濁の状況（BOD（生物化学的酸素要求量）目標値適合率の推移）



騒音の状況（環境騒音（道路に面しない地域）目標値適合率の推移）



計 画

1 環境汚染防止対策の推進

(1) 事業活動に伴う公害防止対策の推進

事業活動に伴う公害の発生を未然に防止するため、「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」「騒音規制法」などにに基づき、規制や指導の強化、徹底を図ります。

(2) 自動車公害防止対策の推進

自動車交通量の抑制、排ガスの規制強化等の発生源対策や、道路構造の改良等の沿道環境改善について、国や関係機関に働きかけるとともに、ノーマイカーデー運動、アイドリング・ストップ運動等の啓発事業や、低公害車の普及促進など、市として取り組むことができる自動車公害防止に係る施策を積極的に推進します。

(3) 有害化学物質等による環境汚染の未然防止

ダイオキシン類等の有害化学物質の排出削減を指導するとともに、未規制化学物質などの使用実態、環境に及ぼす影響等を調査し、事業者とともに環境汚染の未然防止に取り組みます。

また、「遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例」の運用により、遺伝子組換え実験の実施に伴う環境への生物による影響の未然防止に努めます。

(4) 環境監視体制の充実

大気汚染、水質汚濁、騒音などの状況を的確に把握し、環境悪化を未然に防ぐとともに、環境保全を図るため環境監視体制の充実を図ります。

(5) 公害健康被害者の救済

公害認定患者に対する事業及び特定地域の大气汚染特定疾病患者に対する医療費助成を継続し、市内在住のぜん息児や呼吸器系疾病患者対象の健康被害予防事業の充実を図ります。

2 快適な生活環境の確保

(1) 生活型公害防止の啓発

生活騒音等の身近な生活環境をめぐる問題についての解決を図るため、近隣間の生活マナーの向上について啓発を行います。

また、生活排水等による水質汚濁を防止し、良好な水環境を保全するため、市民や事業者とともに、水環境をよくする取組を推進します。

(2) 環境美化の推進

市民、事業者、関係機関と連携を図り、違法屋外広告物の撤去活動やポイ捨て等の防止の啓発に努め、環境美化活動を推進します。

(3) 日照障害・電波障害対策

中高層建築物の建築に伴う日照障害・電波障害などの問題について、関係者の相互理解により解決できるように努めるとともに、紛争を未然に防止するよう指導に努めます。

(4) ヒートアイランド対策

市域におけるヒートアイランド現象の実態把握に努めるとともに、大阪府との連携を図りながら、省エネルギーや緑化の推進、雨水浸透施設の設置の促進など市民、事業者、行政が一体となった各種対策を推進します。

(5) 環境衛生の充実

ねずみ、蚊、はえ及び不快害虫の駆除や狂犬病予防対策などに努めるとともに、雑草などが繁茂している空地について、空地所有者に対して適正管理を促します。

また、市立火葬場については、周辺環境に十分配慮した施設の整備に努めます。

第2節 自然と共生するまちづくり

体系

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

- (1) 生き物の生息空間の確保
- (2) 身近な緑や水辺の保全と創造
- (3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

2 自然環境保全意識の普及・啓発

- (1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用
- (2) 自然保護活動への支援

動向と課題

- 1 開発事業による緑の減少など都市化の進行により、日常生活における人と自然とのふれあいの場や機会が少なくなってきましたが、自然は、やすらぎとうるおいを与えるなど人間生活にとって必要不可欠なものです。

貴重な自然環境を育み次世代に引き継ぐため、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めるとともに、市民の自然に関する理解や関心を深めることが必要となっています。

基本方向

- 1 生き物の生息空間の確保を図り、緑や水辺、農地など、自然とふれあうことができる空間の保全や整備に努めます。
- 2 自然環境保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図り、市民、事業者などの自主的な活動の促進に努めます。

計画

1 自然とのふれあい空間の保全と創造

(1) 生き物の生息空間の確保

市内の生き物の生息実態を把握し、それらの生態系を守るため、多くの生き物の生息している地域の保全に努めます。

(2) 身近な緑や水辺の保全と創造

市街地にある樹林地、農地などの緑地の保全や、緑の機能、地域の特性を生かした緑化推進を図るとともに、市民、事業者の主体的な緑化活動を支援する仕組みの整備を図ります。また、開発事業に際し、事業地内の豊かな緑の確保が図られるよう、誘導に努めます。

さらに、水辺の持つ多様な生き物の生息空間としての機能を生かしながら、自然とふれあうことができる水辺空間の整備を進めます。

(3) 花と緑、水をめぐるネットワークの充実

多様な生き物の生息空間を確保することができるよう、緑のネットワークルートを活用しながら、身近な公園や緑地を中心として、河川やため池等の貴重な自然をつなぎ合わせます。その中で、地域の特性に応じた花と緑、水に親しめる散策コースを選定し、拠点となる施設の充実を図ります。

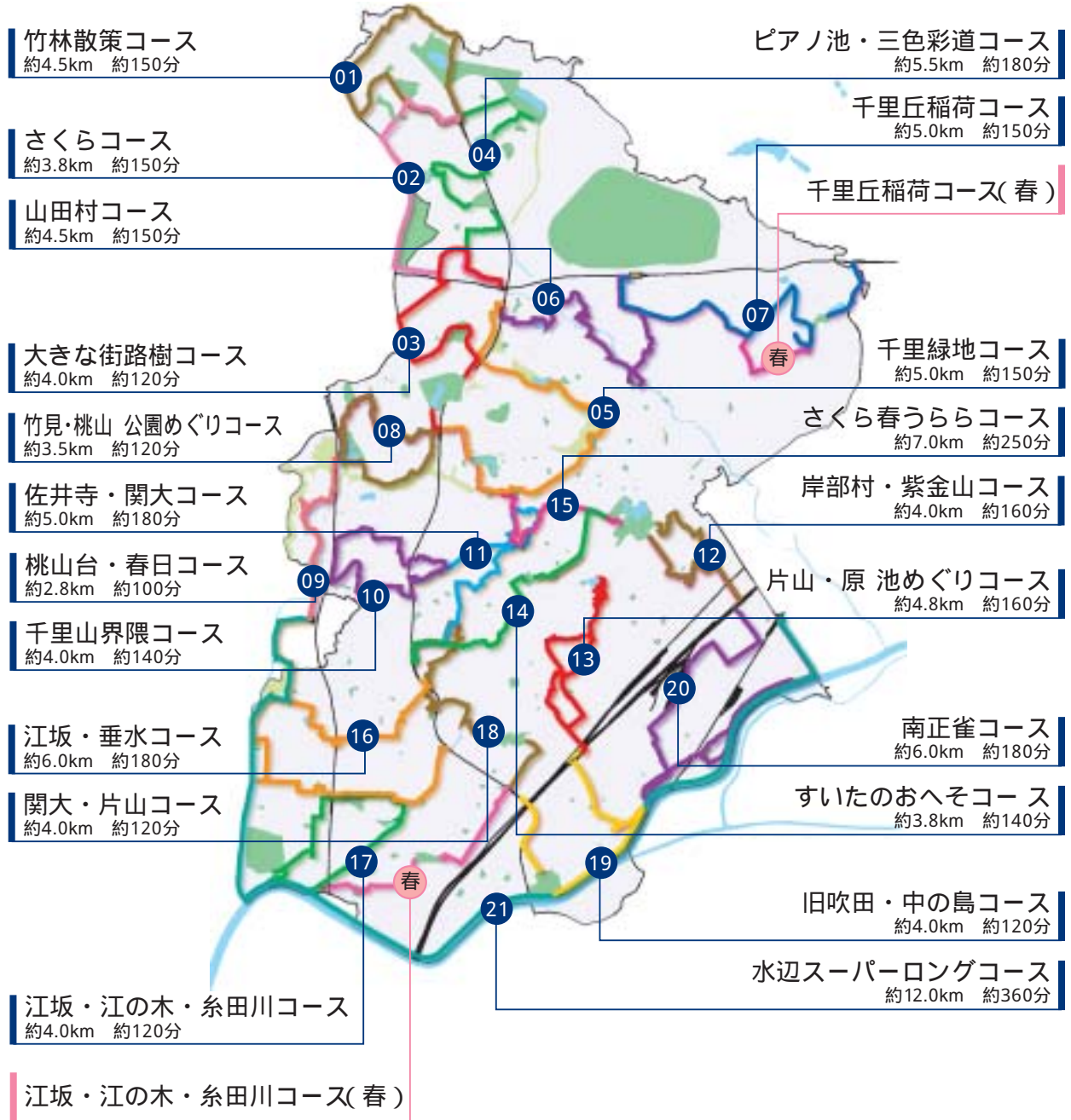
2 自然環境保全意識の普及・啓発

(1) 学習機会の提供及び情報の整備・活用

自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、市民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

(2) 自然保護活動への支援

市民、事業者などの自主的な自然保護活動への支援に努めます。



第3節 循環を基調とするまちづくり

体系

1 地球環境保全の推進

- (1) 地球環境に配慮した行動の普及促進
- (2) 新しいエネルギーの活用

2 廃棄物対策の推進

- (1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進
- (2) 廃棄物の適正な処理

3 総合的・計画的な環境施策の推進

- (1) 環境基本計画の推進
- (2) 率先行動の推進
- (3) アジェンダ 21 すいたの推進
- (4) 環境影響評価制度の運用
- (5) 環境情報の整備・提供

4 環境学習・環境教育の推進

- (1) 環境学習・環境教育の機会の充実
- (2) 人材の育成・支援



動向と課題

1 地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球環境問題の深刻化に伴い、京都議定書など国際的な取組や国による各種法整備などが進められていますが、これらの問題は、私たちの日常生活や事業活動と深くかかわっていることから、そのあり方を見直し、一人ひとりが地球環境保全に貢献できる取組を進めていくことが求められています。

2 本市におけるごみの排出量については、家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向にあるものの、排出されるごみ中には紙類などの資源化可能物が含まれています。排出者責任による分別の徹底を図るとともに、よりいっそうの減量・リサイクルの取組を推進する必要があります。

また、廃棄物の適正な処理の確保のため、耐用年数を超えて稼働している焼却施設の建替えを円滑に進める必要があります。

3 環境問題は複雑・多様化し、その解決に向けた施策も広範多岐にわたっています。持続可能な社会の実現に向けて、環境施策を適切かつ効果的に進めるためには、将来を見通した長期的視点を持ち、施策を相互に連携させながら、市民、事業者、行政の協働の下で、総合的かつ計画的に進める必要があります。

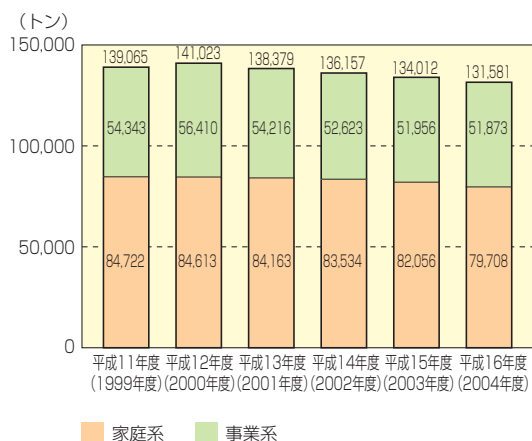
4 講演会、イベントの開催などの啓発活動をはじめ、学校における環境教育副読本の作成など環境学習・環境教育の推進を図ってきましたが、環境問題と私たちの社会経済活動との深いかわりや国における「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の制定などを踏まえ、家庭、学校、地域などのさまざまな場における環境学習・環境教育のさらなる推進が求められています。

基本方向

- 1 地球環境に配慮した行動の普及促進を図りながら、日常生活や事業活動において足もとの地球環境保全に向けた取組を進めます。また、地球環境保全を進める上で有効な新しいエネルギーについて、その活用が図られるよう取組を進めます。
- 2 日常生活や事業活動において、廃棄物等の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）により、減量・リサイクルの徹底を図るとともに、千里リサイクルプラザと連携し循環型社会の形成を図ります。
また、環境保全を基本としたごみの適正な処理に努めるとともに、焼却施設の建替え事業を進めます。
- 3 環境を総合的な視点でとらえ、市民、事業者、行政それぞれの役割分担の下、相互に協力・連携しながら、広範多岐にわたる環境施策を体系的に組み立て、計画的な推進を図ります。
- 4 一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に向けた主体的活動を実践できるよう、多様な場での環境学習・環境教育の機会の充実を図るとともに、その担い手としての人材の育成や支援を図ります。

ごみ排出量の推移

環境部データによる



計画

1 地球環境保全の推進

(1) 地球環境に配慮した行動の普及促進

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対処するため、日常生活や事業活動において、地球環境に配慮した行動が進められるよう、その普及促進を図ります。

(2) 新しいエネルギーの活用

太陽光発電やバイオマスなどの新しいエネルギーの活用が図られるよう、普及・啓発を行うとともに、各種支援制度の検討を行います。

2 廃棄物対策の推進

(1) 廃棄物の減量・リサイクルの推進

廃棄物の減量・リサイクルの徹底が図られるよう啓発や指導に努めるとともに、千里リサイクルプラザとの連携により、新たな資源化方策等について研究します。

また、廃棄物の減量・リサイクルに関する市民、事業者の自主的な取組に対する支援を行います。

(2) 廃棄物の適正な処理

廃棄物処理施設の整備・充実を図り、環境に配慮した廃棄物の適正な処理に努めます。

焼却施設の建替えにあたっては、廃熱の有効利用を図るとともに、周辺地域と共存できるような十分な環境対策を行います。

また、残灰・不燃物の処分に必要な最終処分場等の確保についても、関係市町村との連携の下に、国や府に強く要請します。

3 総合的・計画的な環境施策の推進

(1) 環境基本計画の推進

「環境基本条例」「環境基本計画」に基づき、総合的かつ計画的な環境施策の推進を図ります。

(2) 率先行動の推進

市自らの活動が環境に大きな負荷を与えていることを認識しながら、市民、事業者の環境保全に対する意識の高揚を図るため、省エネルギー・省資源やグリーン購入など率先して環境に配慮した取組を進めます。

(3) アジェンダ21すいたの推進

市民、事業者、行政が協力・連携し、持続可能な社会の実現に向けた行動計画である「アジェンダ21すいた」の推進を図ります。

(4) 環境影響評価制度の運用

「環境影響評価条例」に基づき、環境影響評価制度を適切に運用し、総合的な環境保全を推進します。

(5) 環境情報の整備・提供

環境施策の効果的な推進を図るとともに、市民、事業者の環境への取組の促進に資するため、環境情報を体系的に整備するとともに、多様な広報媒体を活用した情報提供に努めます。

4 環境学習・環境教育の推進

(1) 環境学習・環境教育の機会の充実

市民の誰もが環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、自らの生活のあり方を見直すことができるよう、家庭、学校、地域、職場、野外活動など多様な場において環境学習・環境教育の充実を図るとともに、環境学習プログラムや教材の開発・整備に努めます。

(2) 人材の育成・支援

市民の環境への取組を定着させ、地域からの環境創造を進めるため、知識や経験が豊かな人材の発掘と養成を行うとともに、その人材が地域や学校で幅広く活躍できるような条件整備に努めます。



環境に配慮した日ごろの行動

平成14年度（2002年度）市民意識調査による

